

熱海市空家所有者訪問意向調査業務委託
仕様書

令和4年 10月

熱海市 観光建設部 まちづくり課

令和4年度 熱海市空家所有者訪問意向調査業務委託仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、熱海市（以下「発注者」という。）が委託する「熱海市空家所有者訪問意向調査業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託内容について、適用されるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。

第2条（業務の目的）

本業務は、熱海市内の管理不全空家等を減少させることで、安全なまちづくりやまちの魅力向上に繋げるための施策を検討することを目的に、空家所有者を訪問し、空家の管理等について意向調査を実施するもの。

第3条（履行期間）

本業務の契約期間は、契約日から令和5年3月31日までとする。

第4条（関係法令の遵守等）

受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び諸規則に基づいて実施すること。

第5条（資料の借用）

- （1） 受注者は、発注者が保有する本業務に必要な図面、資料等について、発注者の了解を得て借用することができる。
- （2） 受注者は借用した資料等を本業務の目的外に使用してはならない。
- （3） 借用した資料等については漏えい、紛失等のないように取り扱うとともに厳重に管理し、業務完了後が速やかに返却する。

第6条（提出資料）

受注者は本業務の契約締結後、連絡体制等を記載した業務計画書を提出する。

第7条（秘密の保持）

受注者は、本業務により知り得た事柄を、他に漏らしてはならない。なお、本記載事項については委託業務終了後も適用する。

第8条（再委託）

受注者は本業務を第三者へ再委託してはならない。

第9条（疑義の決定）

受注者は本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定める。

第2章 訪問意向調査

第1条（業務概要）

本業務の概要及び数量は以下のとおりとする。

業務概要

空き家対策遠隔所有者意向確認	1式
（1）着手打ち合わせ	1式
（2）作業計画準備	1式
（3）訪問・面談意向調査	60件
（4）報告書の作成	1式

第2条（業務内容）

1 着手打ち合わせ

受注者は、本業務の着手にあたり熱海市役所を訪問し、業務内容にかかる打ち合わせを行うものとする。

2 作業計画準備

本業務の着手にあたり、業務工程表を提出し発注者の承認を得るものとする。また、業務全般にわたる内容を把握し、精度の向上・業務の効率化を図るため、発注者から貸与される図面・資料等を収集管理する。

3 訪問・面談意向調査

- （1）受注者は、発注者が選定した空家の所有者を訪問し、意向調査を行う。
- （2）意向調査項目については、発注者と協議のうえ決定する。
- （3）訪問・面談件数については60件とし、訪問先は静岡県、神奈川県、東京都とする。
また、面談者は単に意向調査項目を聴取するだけでなく、空家所有者の発言や面談時の状況等客観的な事実をすべて記録し、第1章・第2条に定める本業務の目的に資するよう空家所有者の真意を的確に報告すること。
- （4）訪問回数は、時間帯・曜日を変えて3回以上訪問する。なお、特段の事情がない限り、17時から20時の夜間および土日の訪問を1回以上行う。

- (5) 訪問により所有者の転居・居住地の変更等が判明した場合、転居先等が同一都県内の場合は訪問・面談業務を継続する。また、空家所有者の変更が判明した場合は発注者へ報告のうえ協議を行い、発注者が業務の継続または終了を決定する。

4 業務報告書の作成

受注者は、空家所有者訪問意向調査の結果や発注者と協議して決定した打ち合わせ記録を業務報告書として取りまとめ、次のとおり発注者へ提出するものとする。

種別	提出時期
訪問意向調査報告書	作業実施日の翌月10日以内
打ち合わせ記録	打ち合わせ実施日の翌月10日以内

ただし、訪問面談の結果、発注者が空家所有者に対応する必要がある場合や発注者の意向を確認し空家所有者への回答が必要と判断される場合は直ちに報告すること。

第3条（成果品）

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 訪問意向調査報告書（任意様式） | 一式 |
| (2) 打合せ記録簿 | 一式 |
| (3) その他、本業務内で整備されたデータ等 | 一式 |

以上